



# 一審判決について

弁護士 野村 和造



## (自衛隊機差し止め)

横浜地方裁判所は、民事訴訟では第1次訴訟最高裁判決をそのまま当てはめて差し止め請求を認めなかったが、行政訴訟判決では、自衛隊機について、毎日午後10時から翌日午前6時まで、やむを得ないと認める場合を除き、運航させてはならないとした。

判決は、多数の住民が健康又は生活環境に関わる重要な利益の侵害を受けていることを認定したが、同時に、厚木基地の公共性を認めている。その中で、これまで自衛隊が「自主規制」をしているとしてきた時間帯について、厳格には守られていないとし、「やむを得ないと認める場合を除き」差し止める判決をしたのである。

これで被害が著しく軽減されることはない。また「やむを得ないと認める場合」が除外されているのではという指摘もあろう。

しかし、最高裁が1981年12月16日差し止めを認める大阪国際空港高裁判決を覆して以来、行政訴訟という形ではあるが、初めて航空機騒音の差し止めに認められたことには違いがない。当日、判決言渡に、集まった各地の空港訴訟関係者の人々からは口々に喜びの声が上がった。被害をなくしていくための大きな第一歩なのだと感じたのである。だからこそ、国は早々と控訴を決めたのだろう。

判決は、被害認定において、WHOの環境騒音のガイドラインやWHO欧州夜間騒音ガイドラインを引用し、「健康被害に結び付き得るものとしては睡眠妨害が深刻」とし、松井北大教授(当時京大准教授)による厚木基地周辺の夜間の飛行についてデータ分析を判決は信用するに値するとした。

訴訟遂行にあたっては、松井教授だけではなく、田村名誉教授や岡田政則教授など専門家にも多大な努力をお願いすることになったが、膨大な作業を引き受けていただけたのも、被害の深刻さと長年にわたる住民の人々の活動があるのだと思う。

## (米軍機差し止め)

厚木飛行場は、日米地位協定2条4項(b)によるもので、「米軍の専用する施設・区域への出入のつど使用を認めるもの」にあたる。私たちは、政府見解を示して、日本はその都度使用をさせるか判断できると主張したが、判決は政府見解よりも日米の合意内容が問題だとし、日米の合意では日本が場合により拒否し得るなどとは予想されていなかった。日本は米軍になにも言えないというのである。治外法権というほかない。

## (損害賠償)

損害額は、従来より大幅に増額され、95W地域では、請求満額の月2万円を認めた。普天間基地の判決の成果をつなげることができた。

地域類型による区別も認めなかった。お金が目的の訴訟ではないとはいえ、地域の人がみんな損害賠償の権利を行使したら、厚木基地は存続できなくなることになるだろう。

## (これから)

厚木基地の爆音被害の深刻さと広がり、世界にも類がないはずである。米軍機は、アメリカでは許されないことを日本でやっているのではない。被害を訴え続けなければ、被害の軽減はありえない。控訴審では、さらに厚木基地のひどさ、理不尽さを明らかにしていくことになる。

# 第7回代議員総会報告

原告団事務局次長：山村 充夫



2014年3月21日に大和生生涯学習センターで、第四次訴訟団の第7回代議員総会が代議員98名と支部役員の参加で開かれ、新年度方針が決定されました。

昨年は9月2日に第四次訴訟の横浜地裁での結審があり、今年5月21日の地裁判決を控えた中での総会でした。総会は14時30分から始まり、総会議長に三澤金一郎さん(大和第2支部)を選出。三澤議長のスムーズな議事運営により全ての議案が了承、可決成立しました。

来賓には平和運動センターより宇野代表、県央共闘会議より中村事務局次長、弁護団より福田副団長、また、厚木爆音より大波委員長の出席を得、それぞれご挨拶をいただきました。その中で、宇野平和運動センター代表は、裁判所には何らかの形で飛行差し止めを認める原則的な考え方を示してもらいたいと述べ、中村県央共闘事務局次長は、全国の基地反対運動と連動して、飛行差し止めに勝ち取るまで共に闘う決意を述べられ、福田弁護士は厚木基地周辺には240万人もの住民が生活しており、この様な住宅密集地の上を飛行機が飛びまわるといことがいかに異常であるかという点を指摘し、飛行差し止めの必要性を述べられました。また、大波爆音委員長は基地撤去を求める世論を巻き込んだ運動の必要性を述べられました。

最後に、飛行差し止め判決の実現を強く求めるとともに、安倍内閣の暴走する軍事体制強化路線への懸念と、全国の訴訟団、市民団体の期待にこたえるためにも勝利判決を求める決意を強く打ち出した総会アピールを採択し、閉会となりました。

# 地裁判決報告支部集会日程

下記により地域原告集会を開催します。一審判決で示された損害賠償金の内容や飛行差し止め判決の問題点の理解を深め控訴審にむけて原告の意思統一を図る大切な集会です。是非参加するよう呼びかけます。

と き	支 部	開 催 時 間	会 場
6月14日(土)	大和第1	10時~	林間学習センター-201
6月15日(日)	大和第2	10時~	百枝間自治会館
	相模原	10時~	南良福祉センター
	座間	14時~	東地区文化センター
6月21日(土)	大和第3	10時~	生涯学習センター-303
	綾瀬	10時~	綾瀬市立中央公民館
6月22日(日)	大和第4	10時~	生涯学習センター-303
	相模原	15時~	くぬぎ台地域活動施設
	座間	①10時~②13時~	ひばりヶ丘コミュニティセンター
6月23日(土)	大和第2	10時~	鎌倉会自治会館
	大和第5	14時~	桜ヶ丘学習センター-101
	海老名	14時~	松ヶ谷コミセン
	相模原	10時~	上野間公民館
	相模原	15時~	翠ヶ丘幼稚園2F
6月29日(日)	大和第1	10時~	林間学習センター-101
	相模原	15時~	若葉きずき自治会館
	大和第6	10時~	IKOZA渋谷学習センター-304手前
7月5日(土)	藤沢・茅ヶ崎	10時~	町田フォーラム
	綾瀬	10時~	町田市民センター 工作室
7月6日(日)	大和第3	14時~	綾瀬市立中央公民館
	座間	10時~	生涯学習センター-207
7月12日(土)	大和第4	14時~	栗原コミセン
	大和第5	10時~	生涯学習センター-101
7月13日(日)	大和第6	10時~	生涯学習センター-103
	海老名	10時~	松ヶ谷コミセン
7月20日(日)	大和第6	14時~	IKOZA渋谷学習センター-305典
	藤沢・茅ヶ崎	10時~	湘南台文化センター-B1第一談話室

# 原告団活動日誌

3月21日	第7回代議員総会(大和市勤労福祉会館)149名参加
3月28日	町田市米軍機墜落事故50年の集い 参加
4月8日	松大三役会議
4月9日	判決日決定連絡(弁護団)
4月14日	東京都交通局「厚木基地フィールドワーク」対応
4月16日	弁護団会議
4月18日	平和センター幹事会 参加
4月22日	県央共闘松大事務局会議 参加
4月23日	第18回役員会議
4月25日	NLP通告(硫黄島5/5~5/16)
4月26日	東大ゼミ「基地学習会」対応
4月30日	記者レクチャー(弁護団・原告団)
5月7日	NLP期間変更通告(5/8~5/19へ)
5月9日	平和運動センター 総会 参加
5月10日	厚木爆音第54回代議員総会
5月12日	弁護団会議/判決日デモ行進申請(加賀町警察)
5月14日	厚木爆音訴訟飛行差し止めを求める署名 横浜地裁追加提出(483筆)/NLP期間変更通告(5/8~5/20へ)/県央共闘幹事会 参加
5月16日	松大三役会議
5月19日	空母ジョージワシントン出港(試験航海)
5月20日	全国基地爆音訴訟原告団連絡会議 事務局会議
5月21日	横浜地裁 判決言い渡し/報告集会/南関東防衛局 要請行動/記者会見
5月23日	空母ジョージワシントン入港(試験航海)
5月24日	県央共闘 定期総会 参加/空母ジョージワシントン 出港
5月25~27日	空母艦載機による深夜飛行(25日深夜0時24分までに14回・26日深夜0時56分までに20回を測定)
5月26日	被告国 控訴(行政訴訟)
5月27日	第19回役員会議(判決内容分析・控訴判断)/記者会見
5月28日	弁護士打ち合わせ
5月29日	判決報告(神奈川県)訪問
5月30日	判決報告(大和市・綾瀬市)訪問
6月3日	原告 東京高等裁判所へ控訴(差し止め一行・民) /判決報告(町田市)訪問/被告国 控訴(民事訴訟)
6月4日	控訴期限/判決報告(海老名市)訪問/全国公害被害者総行動 各省交渉・決起集会 参加